

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害児福祉手当 受給資格喪失	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条 特別障害者手当等の支給に関する法律施行令第1条の2	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、受給資格を喪失する。 1. 受給者が重度障害児でなくなったとき 2. 障害を支給事由とする給付（特別障害者手当等の支給に関する法律施行令第1条の2）を受給したとき 3. 受給者が児童福祉法（平成22年法律第164号）に規定する障害児入所施設に収容されているとき 4. 受給者が障害児入所施設に類する施設で厚生労働省令で定めるもの（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条）に収容されているとき。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">・聴聞</span> <span>・弁明</span> </div>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	